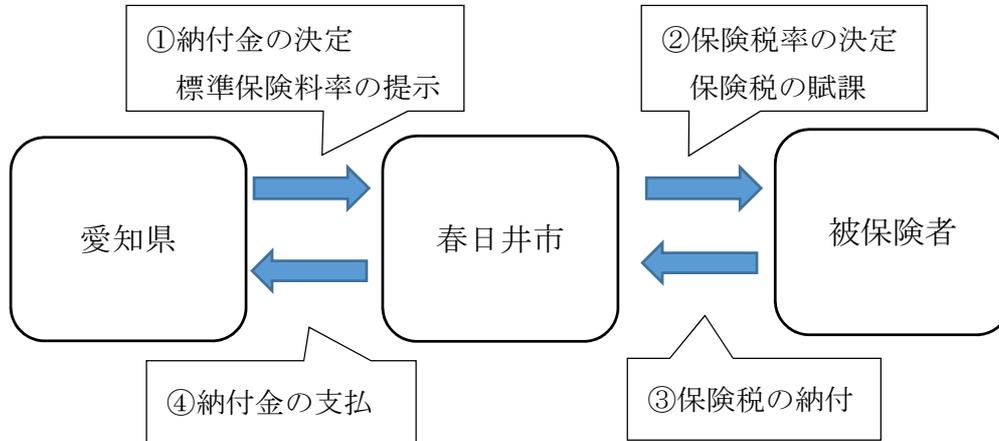


春日井市国民健康保険 運営協議会資料

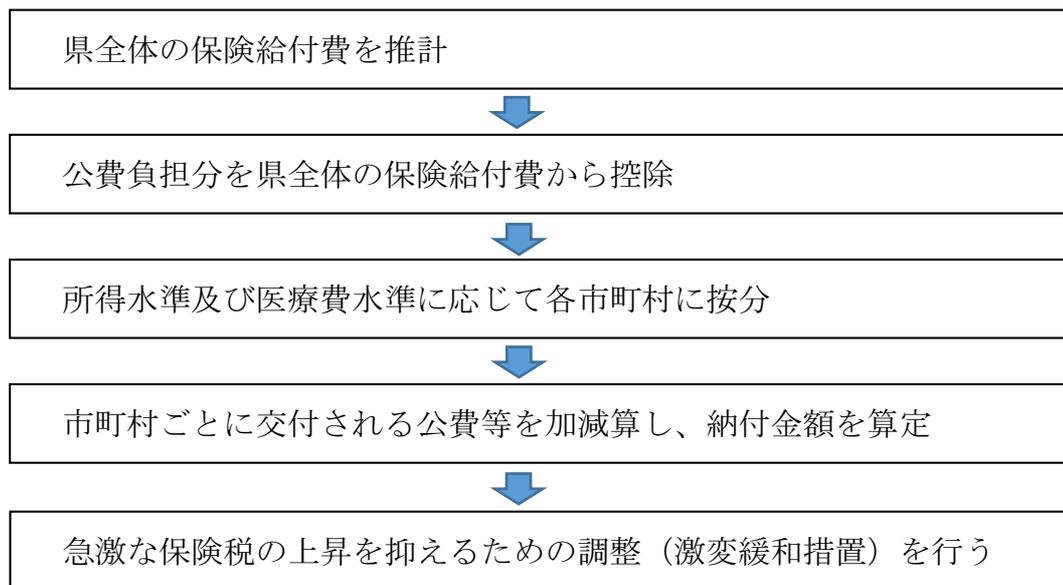
平成29年12月26日開催

国保制度改革に伴う保険税率の改定について

1 納付金等の概要



2 納付金算定について



3 愛知県国民健康保険運営方針（最終案）について

- ① 「標準保険料率」は所得割、均等割、平等割の3方式とする。
- ② 将来的には、保険料（税）水準について統一することが望ましいと考えられる。
- ③ 決算補填等を目的とした繰入金は、計画的に削減していく必要がある。

4 平成30年度国民健康保険税について

① 県の納付金仮算定結果（資料No.1）

納付金額 約81億4,000万円
(被保険者一人当たり 12万6,442円)

② 国保事業費試算

収 入		支 出	
保険税	63.5 億円	保険事業費納付金 (退職被保分含む)	81.6 億円
県支出金	184.2 億円	保険給付	183.3 億円
繰入金	27.2 億円	保健事業	2.7 億円
その他収入	0.7 億円	その他支出	1.5 億円
合 計	275.6 億円	合 計	269.1 億円

収支差額	6.5 億円
------	--------

※現行の税率で、財政補填のため8.3億円を繰り入れた場合

③ 保険税率算定に関する留意事項

- 収入が支出を約6.5億円上回る試算結果から、税額の引き下げが可能。
- 平成30年度は、平成29年度分交付金の精算による返還が想定される。
- 平成31年度以降も一人当たり医療費は、被保険者の高齢化、医療の高度化に伴う増加が想定される。
- 平成31年度以降、激変緩和措置の大幅な減額や措置対象から外れる可能性がある。
- 本算定の納付金額が仮算定の納付金額を上回る可能性がある。

5 保険税率の改定案（モデルケース：資料No.2）

【保険税率】

区 分			改定前	改定後	標準保険料率
医療分	応能割	所得割	5.1%		6.40%
		資産割	20.0%	15.0%	-
	応益割	均等割	24,500 円		25,523 円
		平等割	25,100 円	22,000 円	18,347 円
後期高齢者 支援分	応能割	所得割	1.8%		2.33%
		資産割	5.0%		-
	応益割	均等割	9,900 円		9,240 円
		平等割	9,000 円		6,642 円
介護保険分	応能割	所得割	1.1%		1.90%
		資産割	5.0%		-
	応益割	均等割	9,700 円		9,904 円
		平等割	7,000 円		4,777 円

（空欄は改定なし）

【引き下げ影響額】

区分	対象世帯数	影響額	被保一人当たり
資産割	約 19,700 世帯	約 9,000 万円	1,421 円
平等割	約 40,000 世帯	約 9,500 万円	1,501 円
合計		約 1 億 8,500 万円	2,922 円

国民健康保険事業費納付金仮算定結果(平成29年11月実施)

資料No.1

市町村	今回算定結果										(参考) 28年度決算 1人当たり 納付金額 (円) ⑥
	一般 被保険者数 (人) ①	激変緩和措置前(暫定措置除く)				激変緩和措置後(暫定措置含む)				激変緩和による 納付金増減額 (千円) ④-②	
		納付金額 (千円) ②	1人当たり 納付金額 (円) ③=②÷①	対28年度 1人当たり 納付金額 増加率 ③÷⑥	納付金額 (千円) ④	1人当たり 納付金額 (円) ⑤=④÷①	対28年度 1人当たり 納付金額 増加率 ⑤÷⑥				
1 名古屋市	486,266	68,021,325	139,885	101.00%	68,869,062	141,628	102.26%	847,737	138,496		
2 豊橋市	80,638	10,276,750	127,443	95.55%	10,408,221	129,073	96.78%	131,472	133,372		
3 岡崎市	76,751	10,290,542	134,077	101.22%	10,420,641	135,772	102.50%	130,099	132,458		
4 一宮市	85,088	10,667,245	125,367	100.60%	10,803,641	126,970	101.88%	136,396	124,621		
5 瀬戸市	26,125	3,369,805	128,988	105.32%	3,356,688	128,486	104.91%	△ 13,117	122,470		
6 半田市	24,438	3,259,651	133,385	111.59%	3,064,574	125,402	104.91%	△ 195,077	119,531		
7 春日井市	64,357	8,488,103	131,891	109.43%	8,137,437	126,442	104.91%	△ 350,666	120,522		
8 豊川市	38,567	4,851,825	125,802	102.56%	4,914,677	127,432	103.89%	62,853	122,663		
9 津島市	14,400	1,843,975	128,054	103.77%	1,864,349	129,469	104.91%	20,374	123,407		
10 碧南市	15,094	2,103,143	139,336	107.83%	2,046,161	135,561	104.91%	△ 56,982	129,213		
11 刈谷市	26,874	3,755,861	139,758	107.51%	3,665,221	136,385	104.91%	△ 90,640	130,000		
12 豊田市	83,517	11,744,218	140,621	110.69%	11,131,251	133,281	104.91%	△ 612,967	127,040		
13 安城市	37,900	5,216,319	137,634	108.44%	5,046,642	133,157	104.91%	△ 169,677	126,923		
14 西尾市	39,732	5,447,649	137,110	101.95%	5,517,296	138,863	103.25%	69,647	134,493		
15 蒲郡市	18,620	2,358,249	126,651	99.94%	2,387,840	128,241	101.20%	29,591	126,725		
16 犬山市	16,605	2,097,302	126,305	113.32%	1,941,615	116,930	104.91%	△ 155,687	111,455		
17 常滑市	12,112	1,608,605	132,811	108.27%	1,558,663	128,688	104.91%	△ 49,942	122,663		
18 江南市	21,530	2,719,573	126,315	104.51%	2,730,025	126,801	104.91%	10,452	120,864		
19 小牧市	32,308	4,396,638	136,085	105.42%	4,375,431	135,429	104.91%	△ 21,207	129,088		
20 稲沢市	29,761	3,833,532	128,811	105.37%	3,816,742	128,246	104.91%	△ 16,790	122,241		
21 新城市	10,514	1,261,786	120,010	101.53%	1,277,865	121,539	102.83%	16,079	118,199		
22 東海市	21,638	3,102,792	143,396	106.66%	3,052,016	141,049	104.91%	△ 50,776	134,445		
23 大府市	17,264	2,505,121	145,107	109.20%	2,406,749	139,409	104.91%	△ 98,372	132,882		
24 知多市	19,732	2,624,035	132,984	109.15%	2,522,187	127,822	104.91%	△ 101,848	121,837		
25 知立市	12,676	1,726,608	136,211	109.43%	1,655,259	130,582	104.91%	△ 71,349	124,468		
26 尾張旭市	17,027	2,274,959	133,609	109.83%	2,173,176	127,631	104.91%	△ 101,782	121,655		
27 高浜市	8,229	1,089,232	132,365	100.05%	1,103,180	134,060	101.33%	13,948	132,300		
28 岩倉市	10,384	1,323,789	127,484	98.20%	1,340,560	129,099	99.44%	16,771	129,820		
29 豊明市	14,631	2,059,214	140,743	110.83%	1,949,269	133,229	104.91%	△ 109,944	126,991		
30 日進市	15,544	2,280,749	146,729	112.74%	2,122,461	136,545	104.91%	△ 158,288	130,152		

市町村	今回算定結果										(参考) 28年度決算 1人当たり 納付金額 (円) ⑥
	一般 被保険者数 (人) ①	激変緩和措置前(暫定措置除く)				激変緩和措置後(暫定措置含む)				激変緩和による 納付金増減額 (千円) ④-②	
		納付金額 (千円) ②	1人当たり 納付金額 (円) ③=②÷①	対28年度 1人当たり 納付金額 増加率 ③÷⑥	納付金額 (千円) ④	1人当たり 納付金額 (円) ⑤=④÷①	対28年度 1人当たり 納付金額 増加率 ⑤÷⑥				
31 田原市	21,216	2,960,351	139,534	100.23%	2,999,123	141,361	101.54%	38,772	139,216		
32 愛西市	14,986	1,982,926	132,319	105.43%	1,973,288	131,675	104.91%	△ 9,638	125,510		
33 清須市	14,069	1,920,697	136,520	101.06%	1,944,906	138,241	102.33%	24,209	135,093		
34 北名古屋市	18,546	2,425,142	130,764	105.85%	2,403,739	129,610	104.91%	△ 21,403	123,542		
35 弥富市	9,226	1,248,920	135,370	106.74%	1,227,554	133,054	104.91%	△ 21,366	126,825		
36 みよし市	10,104	1,444,290	142,942	109.61%	1,382,391	136,816	104.91%	△ 61,899	130,410		
37 あま市	20,104	2,575,284	128,098	102.94%	2,608,336	129,742	104.26%	33,052	124,441		
38 長久手市	9,399	1,423,560	151,459	113.14%	1,320,063	140,447	104.91%	△ 103,497	133,871		
39 東郷町	8,509	1,230,405	144,600	113.10%	1,141,365	134,136	104.91%	△ 89,041	127,855		
40 豊山町	3,743	533,000	142,399	113.87%	491,081	131,200	104.91%	△ 41,919	125,057		
41 大口町	4,486	650,297	144,961	103.59%	658,242	146,732	104.86%	7,944	139,937		
42 扶桑町	6,768	893,784	132,060	107.72%	870,488	128,618	104.91%	△ 23,296	122,596		
43 大治町	7,428	1,016,890	136,900	102.78%	1,029,731	138,628	104.08%	12,841	133,193		
44 蟹江町	7,991	1,109,744	138,874	104.70%	1,111,948	139,150	104.91%	2,204	132,635		
45 飛島村	1,131	185,630	164,129	117.85%	165,251	146,110	104.91%	△ 20,380	139,269		
46 阿久比町	5,785	775,999	134,140	116.06%	701,436	121,251	104.91%	△ 74,563	115,574		
47 東浦町	10,448	1,417,825	135,703	108.86%	1,366,429	130,784	104.91%	△ 51,396	124,661		
48 南知多町	6,791	1,043,520	153,662	101.46%	1,057,205	155,677	102.79%	13,685	151,454		
49 美浜町	5,338	695,240	130,243	103.71%	703,324	131,758	104.91%	8,085	125,589		
50 武豊町	9,180	1,168,372	127,274	109.10%	1,123,540	122,390	104.91%	△ 44,832	116,659		
51 幸田町	7,881	1,040,695	132,051	103.91%	1,050,766	133,329	104.91%	10,071	127,086		
52 設楽町	1,221	148,903	121,952	116.97%	133,549	109,377	104.91%	△ 15,355	104,255		
53 東栄町	744	84,035	112,951	91.45%	85,176	114,484	92.70%	1,141	123,506		
54 豊根村	249	33,635	135,081	147.47%	23,928	96,096	104.91%	△ 9,707	91,597		
合計	1,583,665	214,607,738	135,513	103.75%	213,231,760	134,644	103.09%	△ 1,375,978	130,611		

※1 今回算定結果欄の激変緩和措置前と激変緩和措置後の納付金額の差は、国の暫定措置約13.8億円によるもの

※2 [] は激変緩和対象市町村(37市町村)

モデルケース別の税額

資料No.2

モデルケース			現行税額(a)	改定案による税額(b)		増減率
				増減額(b)-(a)		
家族4人世帯	夫・45歳 (介護有)	①	夫 所得 400万円 資産税 10万円	521,500	513,400 -8,100	-1.553%
		②	夫 所得 200万円 資産税 10万円 (2割軽減該当)	321,900	314,400 -7,500	-2.330%
	子・15歳 子・12歳	③	夫 所得 100万円 資産税 無 (5割軽減該当)	152,500	150,900 -1,600	-1.049%
家族2人世帯	夫・64歳 (介護有)	④	夫 所得 200万円 資産税 10万円	292,700	284,600 -8,100	-2.767%
	妻・60歳 (介護有)	⑤	夫 所得 100万円 資産税 無 (2割軽減該当)	156,900	154,400 -2,500	-1.593%
	夫・35歳 妻・32歳	⑥	夫 所得 300万円 資産税 15万円	324,500	313,900 -10,600	-3.267%
単身世帯	主・62歳 (介護有)	⑦	主 所得 80万円 資産税 10万円 (2割軽減該当)	135,600	128,100 -7,500	-5.531%
		⑧	主 所得 50万円 資産税 10万円 (5割軽減該当)	86,100	79,600 -6,500	-7.549%
		⑨	主 所得 0円 資産税 無 (7割軽減該当)	25,400	24,500 -900	-3.543%
		⑩	主 所得 0万円 資産税 15万円 (7割軽減該当)	70,400	62,000 -8,400	-11.932%
	主・35歳	⑪	主 所得 100万円 資産税 無	114,600	111,500 -3,100	-2.705%

○ 国民健康保険法【平成 30 年 4 月 1 日施行】 (抄)

(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)

第 75 条の 7 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する必要を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

(標準保険料率)

第 82 条の 3 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（第 3 項において「市町村標準保険料率」という。）を算定するものとする。

2～4 (略)

○ 愛知県国民健康保険運営方針（最終案）より引用

第 1 章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

2 赤字解消・削減の取組、目標年次等

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。しかしながら、多くの市町村では単年度収支で赤字が発生している状況にある。

市町村においては、こうした赤字補填のためや保険料(税)の負担緩和を図るためなどの理由により、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われており、その解消・削減に向けた取組を計画的に進めていく必要がある。

なお、取組の推進に当たっては、赤字解消・削減計画に関する国通知に沿って行うこととする。

第 2 章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

2 地域の実情に応じた保険料（税）水準の平準化

今般の国保制度改革に当たっては、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」（平成 29 年 7 月 10 日付け保発 0710 第 10 号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。）において、将来的には保険料

(税)水準の統一を目指すとされているため、本県の保険料(税)水準についても統一することが望ましいと考えられる。

しかし、現状においては、地域ごとに医療資源の配置状況が異なることから、医療サービスの水準には地域格差が生じており、また、独自の保険料(税)軽減策が講じられていることなどにより、県内市町村の保険料(税)水準には差が生じている。

このため、将来的な保険料(税)水準の平準化に向け、医療サービスの均質化や医療費の適正化などの取組を進めていくが県が示す市町村ごとの標準保険料率については、当分の間、現在の医療費水準を反映する設定を原則とする。

3 標準的な保険料算定方法

(2) 市町村標準保険料率の算定

ア 標準的な保険料算定方式

県が示す市町村標準保険料率の算定方式については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、3方式とする。

(考え方)

- 医療・後期・介護において、それぞれ異なる算定方式を採用することも可能であるが、県内のうち1市を除く53市町村において統一した賦課方式を採用しているため、県が示す標準保険料率においては、全ての区分において統一する。
- 現在、4方式が最も多いが、4方式の資産割に対しては次のような考え方により、近年では3方式へ変更、又は変更を検討している市町村が増加傾向にある。
 - ・ 固定資産の所有が担税力に必ずしもつながるものではない。
 - ・ 共有持分のある固定資産の構成員と持分割合の把握が困難である。
 - ・ 当該市町村外に所有する固定資産は保険料(税)算定の対象ではないため、被保険者に不公平感がある。
 - ・ 他の保険制度(被用者、後期高齢者医療、介護)には資産割がない。
- 現在4方式が最も多いため、2方式とすると、現状からの変化が大きい。

春日井市国民健康保険に係る計画について

1 データヘルス計画（第2期）

(1) 策定の主旨

健診、レセプトデータなどの健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためのもの

(2) 策定の根拠

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」

2 特定健康診査等実施計画（第3期）

(1) 策定の主旨

被保険者の年齢構成等の実情を考慮し、特定健診・特定保健指導を効率的・効果的かつ着実に実施するためのもの

(2) 策定の根拠

「高齢者の医療の確保に関する法律」

3 各計画の期間

H25				H29						
2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度

(データヘルス計画)



(特定健康診査等実施計画)

